

平成21年12月17日

サークル員各位

理事(教育・学生担当)

課外活動共用施設の使用について(注意喚起)

12月1日(火)の午前3時50分頃,課外活動共用施設内のサークル室において,部員が,キャッシュカード等が入った財布を盗まれるという事件が発生しました。

課外活動共用施設は,下記のとおり,使用時間が定められていますので,使用時間を厳守するとともに,事件に遭わないよう十分に注意してください。

なお,課外活動共用施設のサークル室以外のサークル室においても,同様に注意してください。

記

鹿児島大学課外活動共用施設規則(抜粋)

(使用時間等)

第6条 共用施設の使用時間は,午前9時から午後9時までとする。ただし,管理運営責任者が特に使用を許可した場合は,この限りでない。

(遵守事項)

第9条 共用施設の使用を許可された使用者は,次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと,又は第三者に転貸しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 特に指定する場合のほか,火気(暖房器具を含む。)を使用しないこと。
- (4) 施設,設備若しくは備品を無断で移動,改廃又は新設しないこと。
- (5) 使用後の清掃,消灯及び戸締まりを必ず行うこと。
- (6) 共用施設内で宿泊をしないこと。
- (7) その他使用に際しては,係員の指示に従うこと。